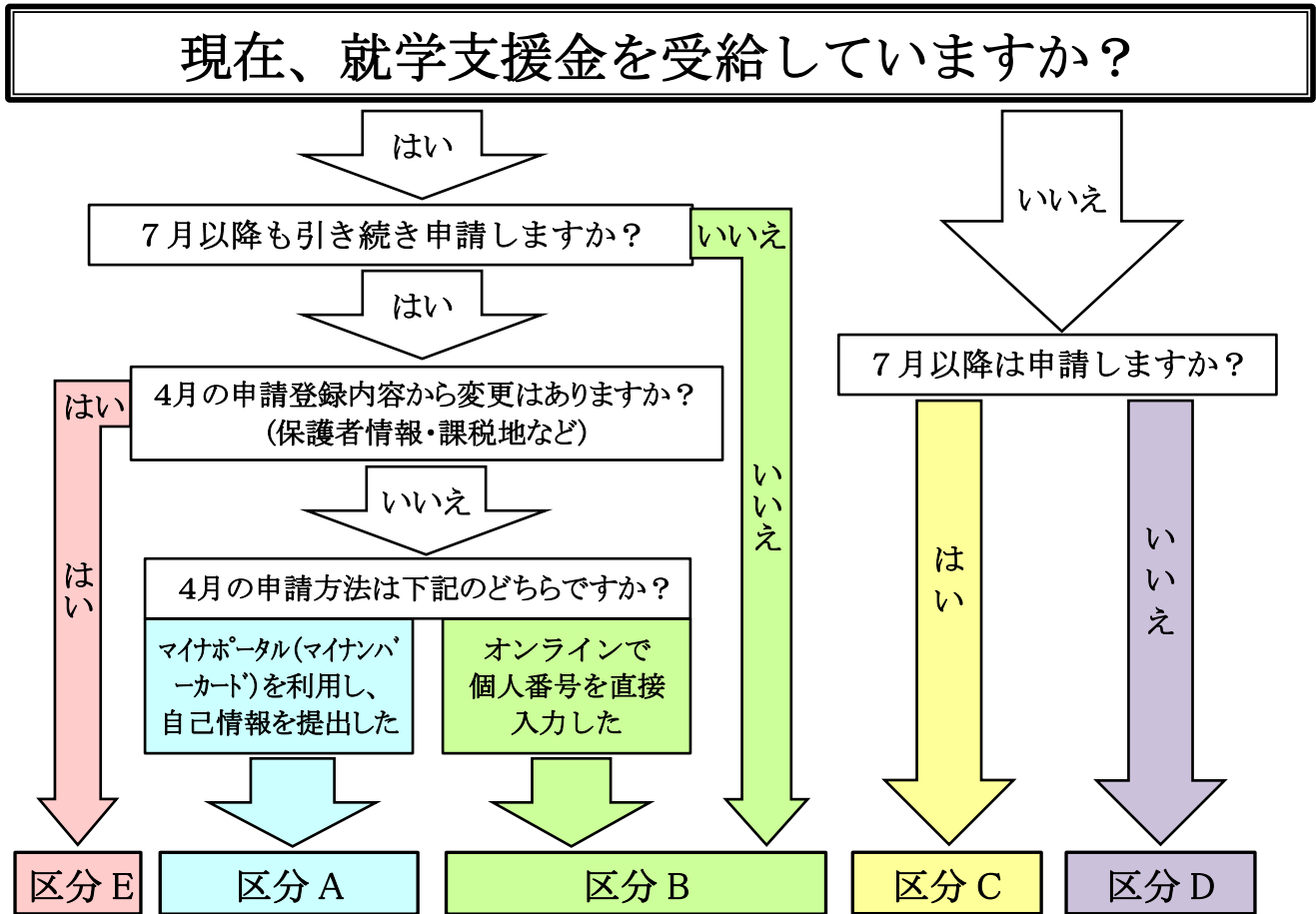


【第1学年】7月以降の就学支援金 手続きフローチャート

※4月時の審査結果を確認してから手続きを行ってください。

また、就学支援金の受給希望の有無に関わらず、『全員』該当する区分の手続きを必ずご確認ください。



手続き一覧表		
区分 A	☆受給に関する意向確認および収入状況の届出《Web 登録「e-Shien」》 e-Shien 申請者向け利用マニュアル【③継続届出編 P.5～17】のとおり、スマートフォンやパソコンで登録してください。	
区分 B	☆受給に関する継続意向確認《Web 登録「e-Shien」》⇒ 意向登録のみ e-Shien 申請者向け利用マニュアル【③継続届出編 P.5～8】のとおり、継続意向の希望あり・なしをスマートフォンやパソコンで登録してください。 ※なお、今回からマイナポータルを利用して提出したい方は、続けて【③継続届出編 P.9～17】をスマートフォンやパソコンで登録してください。	1.2 継続(保護者変更なし)手続きの流れへ
区分 C	☆受給に関する意向確認および受給資格認定の申請・個人番号(マイナンバー)または自己情報の提出《Web 登録「e-Shien」》 e-Shien 申請者向け利用マニュアル【②新規申請編 P.5～21】のとおり、スマートフォンやパソコンで登録してください。※マイナンバーカードをお持ちでない場合、個人番号は住民票の写し等で確認が可能です。	1.1 受給資格認定手続きの流れへ
区分 D	☆受給に関する意向確認《Web 登録「e-Shien」》⇒ 意向登録のみ e-Shien 申請者向け利用マニュアル【②新規申請編 P.5～7】のとおり、受給を希望しない旨をスマートフォンやパソコンで必ず登録してください。	
区分 E	☆受給に関する意向確認および保護者等情報変更の届出《Web 登録「e-Shien」》 e-Shien 申請者向け利用マニュアル【③継続届出編 P.5～8、④変更手続編 P6～22】のとおり、スマートフォンやパソコンで登録してください。	1.3 継続(保護者変更あり)手続きの流れへ

※やむを得ない理由により、紙媒体での申請を希望される場合は、学校事務局(0166-51-1246)までご連絡ください。